

入院時食事療養費の自己負担金額の変更について

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

全医療機関共通の金額となりますので、ご理解の程、お願い申し上げます。

	分類	1食あたり負担額（令和7年4月から）
一般		490円 → 510円
低所得Ⅱ	90日までの入院	230円 → 240円
	90日を超える入院	180円 → 190円
低所得Ⅰ		110円（変更なし）